

◆10月分 相談内容のまとめ



先月は1,800件を超える相談や情報提供が寄せられました。そのうち、70歳以上の方からの相談は、約260件でした。

「年齢確認のボタンを押すと自動的に登録されてしまった」「有料コンテンツの利用料が未払いになっているとメールが来た」など、不当請求・架空請求（アダルトサイト・デジタルコンテンツ）に関する相談が多く寄せられました。

不当請求・架空請求の手口や対処法については、こちらをご覧ください。

<http://www.city.osaka.lg.jp/lnet/page/0000022934.html>

また、新聞購読の長期間契約において、中途解約を希望する相談も多く寄せられています。契約期間に定めがある契約は消費者の都合で一方的には解約できないので注意が必要です。契約をする前に慎重に考えて、先の見通せる範囲で契約することをお勧めします。

◆公的機関が電話で個人情報に関する調査を行うことはありません！



「国税局を名乗る電話があり、年齢や一人住まいかどうかの確認と資産額を聞かれた」との情報提供がありました。

電話をかけてきた当事者からは「国の調査によると、高齢者が平均1千万円持っているというデータが出たので、個人に聞いている」との説明がなされたそうです。

公的機関が電話で年齢や家族構成、資産額等を聞くことはありません。悪質事業者は言葉巧みに、個人情報を聞き出そうとします。被害に遭わないためにも、このような電話があれば即答せずに、相手の所属部署や氏名、電話番号を確認して一旦電話を切りましょう。

◆大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

●消費生活相談専用電話：6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188（イヤヤ!）」でも繋がります
大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く

◇メール相談：大阪市消費者センターホームページから「[メール相談](#)」にアクセス

◇面談：大阪市消費者センター（※予約不要）

その他の面談場所（※要予約 6614-0999）

・天王寺サービスカウンター

・クレオ大阪各館

[子育て活動支援館・西部館・南部館・東部館・中央館]

・市民相談室(市役所1階)

※土日祝、12/29～1/3を除く 午前10時～午後3時

